

五
明治十八年～十九年

(表紙)

家譜 慶永公 從明治十八年一月 二百十卷追加 十四

到同十九年十二月

家譜

○明治十八年一月一日早朝午前四時三十分起床三若水盥嗽、數長蛇・雜煮・吸物・屠蘇・松立祝膳一汁三菜を進む、畢て神殿を拜服大札せらる

○同日午前六時三十分出門大札參朝、小御所に於て拝賀、畢て青山御所江參賀、皇太后宮拜謁又明宮御殿江參賀拜謁、歸途伏見宮・

北白川宮・有栖川二品宮・有栖川左府宮・小松宮江參賀、伊藤宮内卿・吉井宮内大輔・淺野華族局長・三条太政大臣・徳大寺侍從長の邸を訪ひ、新年の賀詞を述へ十一時過歸邸せらる

○同日勇子君所勞參内せられず、宮内省江不參届を提出さる届書例文故掲載せす

○同日歸邸後午前十一時過慶永公・勇子君・茂昭公・幾子君・節子君・里子君列席慶永公居間家令・家扶以下の年賀を請けらる酒肴を賜ふ例の如し

○一月三日午前九時三十分出門大札徳川家達殿江年賀申入れ、夫より元始祭賢処參拜、歸途更に所々江年賀申入れ、午後一時前歸邸せらる

○同日午後二時三十分再び出門、所々江年賀申入れ、夫より芝紅葉館に赴かる、戊辰年国事に尽力せられし方々の紀念宴會に會同せられしなり、此日參會せられしハ、有栖川左府宮・小松宮・三条太政大臣・山田司法卿・福岡參議・九条・伊達・淺野・柳原・長谷・壬生の諸卿以下凡百二十七人にして、會事を斡旋せしハ林友幸・河田景興・吉井友実・五条為榮・城多重なり、午後八時前歸邸せらる

○一月五日新年宴會午前九時過出門大札參内、天前に於て酒饌從來ハ重折詰なりしか、本年よりハ重折詰を止められ松竹に鶴一雙を置たる鳥台を飾られ、吸物・刺身・酢肴・口取・酢し・焼鯛・甘煮・密柑・漬し物・茶碗盛等を各木皿に盛りて賜を頂戴、舞樂拜觀例の如し、午十二時退朝せらる

○同日節子君・里子君・正子君・友子君・慶民君・春光君午前九時過出門、大野松齋の許にて再び種痘せらる

○一月六日華族會館開館式を挙行す、會同せられず

○一月八日祠堂に於て治好命の正忌祭中祭を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公所勞出席せられず供饌七台

○一月十日宮中御歌會始の兼題を詠進せらる、左の如し

懷紙

新年同詠雪中早梅応制歌

正二位勲二等臣源朝臣慶永上

あたらしきとしのしるしにさきにけりゆきのふる枝のうめのは
つはな

○一月十四日式部職より仮皇居御車寄昇降之際、人力車下乗の位置
を通過せらる、左の如し

新年朝拝ヲ始宴会其他仮皇居御車寄ヨリ昇降之節者、自今人力
車乗用向ハ御車寄御門外ニ於テ下乗之事ニ相成候間、此段予テ
及御通達候也

明治十八年一月十四日 式部長官侯爵鍋島直大

正二位松平慶永殿

追而仮皇居車寄昇降之節ハ本文之限ニ無之候、此段為念申添候
也

○一月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○一月十九日午前九時出門参内、御歌会始に陪坐せられしなり、御
会席の次第及題者以下の人名左の如し

御会席之次第

午前第十時題者以下所役各着床

次賛者懷紙ヲ案上ニ置ク

次詠進之親王・同妃及大臣以下宮内省官員着床

出御

皇后宮出御

次読師披講ノ床ニ進ミ着ク懷紙ヲ整テ
講師ニ目ス

次講師読師ノ目ヲ受ケ、同ク床ニ進ミ着ク

次発声及講頌ノ諸員講頌ノ床ニ進ミ着ク

次読師懷紙ヲ引延ヘ硯蓋ノ上ニ置ク向御前

次講師讀之發声及講頌ノ諸員講之

親王・々妃・大臣以下題者及所役並預撰ノ歌自下藤各一反
至上藤

親王ノ歌各二反歌講了講師欲退読師召留

次読師参進

皇后宮御前賜御懷紙復床

引延ヘ御硯蓋ノ上ニ置ク向御前

次講師起立拜見奉讀之
畢テ着床

次発声及講頌ノ諸員講之三反各起立

次読師卷整御懷紙参進返上

次読師参進

御前賜御懷紙復床

引延ヘ御硯蓋ノ上ニ置ク向講師方

次講師起立拜見奉讀之
畢テ着床五反各起立

畢直ニ復床

次読師卷整御懷紙参進返上

入御

皇后宮入御

次親王以下退出

題者以下人名

題者

福羽美静

高崎正風

読師

長谷信篤

講師

毛利元敏

発声

綾小路有良

講頌

正親町実徳

大原重朝

室町公康

前田利邇

竹屋光昭

西五辻文仲

読師扣

松平慶永

講頌扣

堤 功長

慈光寺^(有)右仲

冷泉為柔

賛者当直

黒田長知

富小路敬直

右御式後休息所に於て酒饌を賜ふ吸物・口取・刺身
握飯・酒

○一月廿日勇子君の名称に以来子の字を添へらるゝ事に決し、茂昭公より五辻華族局主事江届出らる、従来ハ或ハ子の字を添へ、或ハ子の字を省きても唱へられしか、去る十六日華族局より達しの旨ありし故、改めて子の字を添へらるゝ事に決せられたり届書ハ茂昭公

譜に
載す

○同日午後四時出門星ヶ岡茶寮に赴かる、三条殿の招きに応せられしなり、此日会同せられし方々ハ九条道孝殿・浅野長勲殿・細川護久殿・池田章政殿・松浦詮殿・壬生基修殿・立花種恭殿及び慶永公にて、代理人を出されしハ毛利元徳殿・徳川茂承殿・鍋島直大殿・山内豊範殿・前田利嗣殿・池田輝知殿・黒田長博殿・津軽承昭殿・井伊直憲殿・藤堂高潔殿・上杉茂憲殿・京極高典殿、欠席せられしは中山忠能殿・嵯峨実愛殿なり、三条殿より懇談せられしハ、此程宮内省より華族会館江達せられし学習院学資金募集方の件なりしか、慶永公其件ハ昨十九日華族会館副長より意見書を添へ宮内省より達せられたる旨趣を通達せられ、各華族ハ来る廿三日までに一族限り協議を遂げ、連名を以て更に意見を申出る筈なり、然るに此協議を遂くるには過般九条道孝始二十四名連署して提出したる華族会館改良学習院拡張趣意書を一見すへき要用あれは、右趣意書の写を交附せらるゝ事を望むと申述べられしか

は、三条殿承諾ありて即趣意書^{印刷した}の^{数通を取寄せ会同せられし}方々に交附し、尚本日会同せられざる向江ハ明廿一日各族より惣代一名ツ、官邸^{三条殿の邸}江招き寄せ交附すへしと申されたり、畢て酒飯の饗応あり、退散八十時過なりき^{副長の意見書及び三条殿より交附せられし趣意書ハ茂昭公譜に掲記す}

○一月廿一日午後二時三十分茂昭公御同車出門、柳橋亀清楼に赴か

る、御一族方例年の新年宴会なり、午後八時過帰邸せらる此日学習院学資金募集に係る件を議せられし趣は茂昭公譜に記載す

○一月廿三日午前九時出門、青山御所江参賀せらる、皇太后宮の御降誕日なり、御祝酒を頂戴せらる

○一月廿五日午前九時三十分出門参内せらる、例月の天機伺なり、此日参内の途次山階親王の御許に伺候せられたり、親王ハ西京御常住なりしか、此程東京に來着せられしなり

○一月三十日孝明天皇御祭典午前九時三十分出門^{大札}参内賢所参拝、十二時前帰邸せらる

○二月五日午前九時過出門参内せらる、例月の天機伺なり

○二月九日午十二時過出門、第十五国立銀行に赴かる、九条道孝殿

・浅野長勲殿より御相談の廉あるよし申遣ハされし故なり、此日御相談ありしハ学習院学資金募集方の件なりしか、過日来各華族方より追々意見を申出られ、九条殿始二十四名の趣意書に同意の方々に既に二百余名に及びし故、更に浅野長勲殿・池田章政殿を有志の惣代として、いよく会館歳入金の内より支出する方に決せられたき旨を、副会長江申入るへしや否やとの事なりしか、いづれも異議なく明日を以て惣代より副会長へ意見書を差出さるゝ事に決定せり、意見書左の如し

一書拝呈、陳者学資募集之義ニ付、曩ニ同志二十余名之意見之通り二百余名之同意多数も得タレハ、会館歳入中より指出候事ニ断然御決定相成度、尤貴館ニ於て御取纏メ相成カタク候得者、両議共併セテ宮内卿之裁決ヲ被仰度、何卒二百余名之意見之如ク神速ニ御所置有之度、此段乞御決答候也

二月十日

有志惣代

池田章政

浅野長勲

副館長東久世通禧殿

○同日第十五国立銀行にて学習院経費支出方の御相談結了後、芝紅葉館に赴かる、山階晃親王古稀の祝宴を開かれし故、其御招きに応せられしなり、茂昭公にも参館せられたり、御開宴中宝生九郎難波を謡ひ、畢て狂言^{勳猿・繩な}あり、余興に琴・三絃・踊りなどもありて殊の外盛会なりし、九時過茂昭公同車帰邸せらる

○二月十一日紀元節、午前十時出門^{大禮}参内せらる、本日ハ聖上御不例在らせられし故宴会を開かれず、御祝酒のミ下賜ハりき

テモ除名之儀御賛成・御同意有之度候也

○二月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○二月十四日午十二時過出門、第十五銀行に赴かる、本日ハ浅野長勲殿・池田章政殿・松浦詮殿と共に、過日来協議の次第ありし学習院経費支出方法を、彼の九条道孝殿始二十四名より申出られたる趣意書に、同意を表せられし各華族の旧族長に、尚又協議せらるゝため集会を催されしなり、此時慶永公以下四名より参集の方々に演述せられし大意ハ、学習院経費支出方を九条道孝殿始二十四名の意見に御同意ありし上ハ、来る十六日より十八日に至る三日間に右御同意の方々残らず当行へ出頭、該同意書に捺印ある様各族中江御伝達ありたし云々なり、右畢て浅野長勲殿より、万一某等の意見水泡に帰する事あらんには断然会館の同盟を脱する決心なれば、此旨をも併ハせて御同族中江御伝達あらん事を乞ふとの趣意を演説せられたり、左の如し

○同日御一族方の令扶を呼び寄せ、学習院経費支出方法に關し昨十日第四十五銀行に於て協議に及はれし旨趣を演説せらる、旧族長の格を以て令扶を呼び寄せられしなり、来会せし令扶の人名左の如し

中沢広江 村上勝之輔 乙部 哲 鳥居忠恕
谷末恭造 木原忠輔 八田義晁

○二月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所へも参上せらる

○二月廿七日山階晃親王を当邸に請待せらる、北白川宮をも請待せられけれと御風邪にて成らせられさりし御執持客人名其他御饗応の次第ハ茂昭公譜に記載す

学習院経費支弁の方法并華族会館改良之目的等其要領を具し會テ御相談ニ及候処、無慮弍百有余名之諸君ヨリ御賛成ヲ得候得共、其他ニ反対ノ意見アリテ議終ニ合ハス折半説等有之ニ付、会館申出振ニ仍テハ宮内卿ヨリ新規賦課之令アルニ至ルモ難斗ニ付、万一不幸ニシテ某等ノ意見水泡ニ属し候ハ、断然会館之同盟を脱候決心ニテ、既ニ連名調印相濟候儀ニ付、諸君ニ於

○三月四日高橋謹子に節子君・里子君の学事授業方を依頼せらる、謹子ハ旧中津藩士族高橋某の女、今ハ東京府士族にて東京女子師範学校の学課を卒業せる人なり、来る六日より授業を始むる筈に決す、此時謹子浅草区金竜山下瓦町十二番地に居住せり

○三月五日午前九時過出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所へも参上せらる

○三月六日高橋謹子本日より授業として来邸す、雇中の約書を遣はし茶菓・酒飯を差出さる、約書及び束脩左の如し

約書

定約之事

一教授年限之事

明治十八年三月六日ヨリ同年十二月卅一日迄

一教授時間之事

午前九時ヨリ午後三時迄

但日ノ長短ニヨリ伸縮アルヘシ

一教授休日之事

日曜日 大祭日

一月謝金拾円贈進之事

一雨天或ハ道路格別悪シキ時ハ車ニテ送之事

一日々昼賄ハ弁当代リ手前召遣女同様有合ヲ以進飯之事

一菓子料壺ケ月金壺円進呈候事

一日々参邸之節送迎不致候事

右定約如斯候也

明治十八年三月六日

松平家々令

束脩

一金壺円貳拾五銭 一縮緬襟式 一花紙壺束

○三月七日午十二時後出門参内せらる、昨六日旧臣故中根雪江に従四位を贈られし故御礼を申上られしなり、贈位宣旨左の如し

故中根雪江

積年力ヲ国事ニ尽シ、太政維新ノ際励精職ヲ奉シ功劳不少、依テ特旨ヲ以従四位ヲ被贈候事

○三月九日荒川汝水の霊前に香花及び吊詞を贈らる、汝水ハ多年慶永公に近侍して文学を介助せし人なるか、二月十四日福井に於て死去せるよし聞かれし故なり、吊詞左の如し

福井県士族荒川汝水吊詞

故荒川汝水翁少年ヨリ学事ニ勉励シ、旧封土福井ニ在テハ詩文書ヲ以テ名アリ、余カ側ニ侍スル多年ニシテ余ノ詩文ヲ刪正スル最多ク、余ノ学事ヲ介助スルノ厚志ハ今ニ至テ忘れサルナリ、客月十四日下午十一時易簀スト福井新聞紙ニ記載セリ、翁ノ厚志ヲ追思シテ哀悼曷ソ堪ンヤ、仍花香ヲ奠シ其靈魂ヲ慰ス、尚饗

明治十八年三月八日 正二位勲二等松平慶永

○三月十一日午前十一時祠堂に於て秀康命の誕辰祭^大を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌十一台、午後三時より御一族方

を招待し祝宴を開かる来会せられし御一族方及隨行者
名列等ハ茂昭公譜に記載す

○三月十四日笹川章門に金品を贈与せらる、康莊君・節子君・里子君に多年学事授業の事を依嘱せられてありしか、今度其依嘱を解かれし故其勞を謝せらるゝためなり、金品左の如し

一金拾円謝義 一金五円品物料 一凌雲筆画慶永公より

○三月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○三月廿日春季皇靈祭、午前十一時出門参内せらる

○三月廿一勇子君麻疹に罹らる、去る十六日以来発熱せられけれど、其病症未だ判明ならざりしか、本日に至て発疹せしなり、以後経過順当日を経て治癒せられたり、本年ハ全国一般麻疹流行、当邸にてハ勇子君に引続き正子君同月廿七日より、慶民君同月廿八日より、里子君四月一日より、春光君同月六日より、節子君同月十日より、友子君同月十八日より各麻疹に罹られけれど、都て順当日を経て治癒せられき

○三月廿五日例月の天機伺参内せられす、勇子君麻疹に罹られし故なり

○同日毛受洪福井より着す、外に狛元・中根牛介も同道上京して同しく銀座壺丁目西本某方に止宿せり

○三月廿七日毛受洪・狛元・中根牛介参邸、慶永公・茂昭公に謁して福井住士族旧門閥列より差出せる建議書を呈す建議書ハ茂昭公譜に掲載す

○四月二日由利公正・青山貞・村田氏寿・毛受洪を招致し旧門閥列より差出したる建議書に対する意見を諮問せらる、此日更に来る六日を期し由利已下四氏の外、狛元・中根牛介等集会協議する所あるへきに決し各退散せり此日の事実ハ茂昭公譜に記載す

○四月三日神武天皇御祭典午前十一時出門大禮参内せらる

○同日午後三時祠堂に於て中根雪江の靈祭を執行せらる、去る三月六日贈位ありし故なり、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台祭式に準中根牛介・由利公正・青山貞・堤正誼・村田氏寿欠・佐々木長惇・天方道・出浦力雄・狛元・毛受洪・伊藤輔を招かれ、祭典後酒饌を饗せらる、慶永公の祝詞左の如し

中根雪江大人祭典祝詞

辞別豆贈従四位中根雪江大人乃神靈能前仁白志白久佐今年明治十八年三月六日掛卷毛畏久言卷毛綾仁尊起我天皇加殊更乃大御旨乎以
大人廻幾十年毛皇国乃事仁力乎尽志明仁治留御代乃始免專汝加職

乎奉里勤勉志其功績乃依不浅司從四位乎被贈登宜給比勅命乎太政

大臣從一位大勲位公爵三条実美公奉里福井県令從五位石黒務仁

被伝、此県令波其大人乃子牛介仁仁伝実仁自昔無比勅命仁志大人

毛墳墓乃下仁鳥啼東海与里深久取具富士乃高根乃自夫毛高起大御

恩乎畏美奉良慶永乎始免真雪降越道口乃旧乃臣等毛謹美奉畏仕真

幸天特仁牛介毛京仁上里大人乃墳墓仁詣天此宣旨乎奉告止聞志慶永

幼年与大人乃輔翼乎受計大人乎以天師止父止仰都此拙幾身仁高位仁

昇利勲二等乎賜比麝香間祇候仁被列毛無上大人恩奈今日波大人乃

此現世乎打棄天幽冥仁退里雖不其月、同日乎以天生日乃足日止撰

比定免贈位能大御恩乎祝奉留祭仕無止此神牀乎攘比清米御饗止志奉

留種々乃饌物乎作里備司大人乃子牛介、元老院議官從四位由利公

正・同議官司法省三等出仕青山貞・宮内大書記官從五位勲五等

堤正誼・從五位村田氏寿、殊仁大人乃懇乃遇乎受志宮内省御用

掛從六位勲六等佐々木長惇・陸軍大尉正七位勲五等天方道・司

法權少書記官正七位出浦力雄・狛元・毛受洪・伊藤輔等毛集侍

乎共仁大人乃恩頼仁奉報止之御祭仕留状乎平安久聞食司此慕布真

心乎阿波礼止聞給比宇豆那比坐世止祭主正二位勲二等松平慶永・

副祭主正四位伯爵松平茂昭、小壮須膝折伏島津鳥頸根突拔司謹

美敬比白須

明治十八年四月三日

○四月五日午前九時過出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御

所・明宮御殿へも参上せらる

○四月八日午前十時過祠堂に於て、秀康命を始め御歴世の春季例祭
大を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、神饌十一台、神官
杉浦勝雅、伶人今村今外二名来る

○四月十五日午前九時過出門参内せらる、例月の天機伺なり

○四月廿日午前九時出門、青山御所江参上せらる、皇太后宮御麻疹
の御容躰故御機嫌を伺ハれしなり

○四月廿一日越前国坂井郡三国神社に掲くへき額字を遞送せらる、
此神社ハ旧来桜谷神社と称し先年慶永公額字を書かれしに、此節
三国神社と改称し更に額字を請求せし故なり

○四月廿二日狛元・中根牛介・毛受洪・岡部長外二伊藤輔を招き晩
餐を饗せらる、此日狛元・中根牛介江過日福井住旧門閥の士族二
十五名より差出せる建議書に対する返答書を下附せらる、此返答
書ハ両公署名、茂昭公執筆せられたり返答書茂昭公
譜に記載す

○四月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御
所・明宮御殿へも参上せられたり

○五月四日午前九時出門參内天機を伺ハる、青山御所・明宮御殿へも參上、御機嫌を伺ハれたり

○五月五日午後一時出門、浜離宮に參上せらる、觀桜御会に召されし故なり、此日聖上ハ行幸在らせられず、午後三時皇后宮行啓立食の御饗応例の如し、四時過退出より向島榎本武揚の別墅に赴かる、永井介堂徳川家の旧臣の古稀を祝するため此別墅を借り祝筵を開きしなり、六時過歸邸せらる、此時席上にて朗読せられし祝辞左の如し

明治十八年五月五日永井介堂翁ノ古稀ヲ祝スルカ為ニ、辱交ノ各君翁ヲ隅田川庵ノ里ナル榎本公使ノ別業ニ招致シ、賀筵ヲ開設スル旨ヲ宮本議官ヨリ報道セラル、実ニ欣躍ノ至ニ堪ヘス、慶永熟惟スルニ杜詩ニ人生七十古來稀ナリトアレトモ、近年ハ此賀ヲ開ク者比々ニシテ稀レニアラサルナリ、然リト雖トモ翁ノ如キハ古ニ稀ナル多ノ功劳ヲ保有セラレタル長者ナリ、如何トナレハ日本開闢以來コレナキ欧米各國貿易開港ノ擾乱・安政戊午西城儲式ノ事・十四代將軍上洛尊攘ノ議論各藩ノ沸騰ニ際シ東奔西走、非常ノ勉勵ヲ以テ帝室・將家ノ協和ヲ調理スルノ廟議ニ列シ、又十五代將軍二条城ニ寄寓ノ際、翁擢テラレテ殊ニ公ヲ翼賛シ、明治維新ノ際宗家ノ安危殆ント計ル可カラサル日ニ臨ミ、日夜不安眠食粉骨碎身以テ國家ニ殉セント欲スルニ

至リ、仍テ今日宗家ノ安寧繁榮ニ至ル、其功劳大久保・勝両先生ト共ニ豈淺々ナランヤ、是古ニ稀ナル多クノ功劳ヲ以テ古ニ稀ナル高齡ヲ保持セラレ、今日ノ賀筵ニ歡ヲ罄サル、ハコレ真ニ古ニ稀ナリト言ハサルヲ得ス、慶永翁ノ交ヲ辱クスル数年其厚誼今ニ於テ忘レス、因テ報ヲ得テ速ニ來趨シ、此盛宴ニ陪シテ拙劣ノ祝辞ヲ呈ス

正二位勲二等源慶永

○五月六日午前十時出門參内せらる、觀桜会の陪覽に召されし御礼を申上られしなり

○五月十五日午前九時出門參内せらる、例月の天機伺なり、常御殿に於て謁見仰出さる

○五月十九日久留榮來る、去る(マ、)年已來慶永公德川達孝殿の後見を担当せられしか、達孝殿丁年に達せられしを以て以後其後見を解かるべき旨申述へたり、届書に捺印を乞へり、左の如し

丁年満期御届

私儀

是迄丁年未滿ニ付正二位松平慶永ニ後見相頼置候処、本日廿五日満期ニ付相解申候、此段御届仕候也

明治十八年五月 日 東京府華族 從五位伯爵徳川達孝

宮内卿伯爵伊藤博文殿

東京府華族
正二位

松平慶永

○五月廿日旧臣石原甚十郎期幸の靈前に香木及び花料金五十錢を贈り、且祭文を鈴木準道の福井に赴に托して申告せしめらる、本年ハ二十三年忌に相当し、福井に於て追遠祭を執行するよし聞かれし故なり、祭文左の如し

故石原甚十郎期幸ノ靈ニ告ク、熟惟ミルニ天保九戊戌年十一月廿三日慶永十一歳ニテ田安家ヨリ引移、已来不容易養育ノ恩ヲ受ケ、加之安政戊午ノ秋退隱謹慎ノ節モ頗介助シ其懇誠ヲ竭ス、忠誠ノ情今ニ至テ感佩ニ堪ヘサルナリ、今茲二十三回ノ法祀アリト聞ク、追遠感時思慕曷ソ止ン、聊奠香花其恩ニ報ユルノ微意ヲ表ス、尚饗

明治十八年五月廿日 正二位勲二等松平慶永

○五月廿二日午前十一時十分出門、十二時五分新橋発の汽車にて横浜に赴かる、茂昭公本日出發福井に赴かれし故見送られしなり、午後四時四十五分横浜発汽車にて帰邸せらる

○五月廿五日午前九時三十分参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

○同日旧臣橋本綱紀の靈代新調成る、此日祠堂に於て慶永公親しく遷靈祭を執行し、畢て家令武田正規を使として其末弟橋本綱常に贈り、永く其家に安置せしめらる、綱紀の靈代ハ去る明治元年四月其仲弟綱維に賜ハリし事あれと、当時仏式を以靈主を造られし故、今度更に鏡造り井上吉次をして靈鏡を铸造せしめられしなり鏡経三寸、慶永公自ら橋本綱紀の靈の六字を書して彫刻せしめ、赤地錦の袋に入れ柳筥に納めたるを、更に唐櫃に入れられたり、唐櫃の覆ハ白地の金欄なり靈鏡の添書及び遷靈祭の祝詞左の如し

添書

橋本左内先生靈代今般新調候ニ付、本日午前八時遷靈式執行候、依送進候也

明治十八年五月廿五日 正二位勲二等松平慶永

橋本綱常殿

橋本綱方殿

祝詞

吾臣奈留橋本綱紀乃神靈乃前爾白先年汝加不凶毛幽冥爾退坐留奴事与憂志止憤呂志将言為便無支爾奈有留介故、悲美歎乃余利汝加靈代乎造里汝弟綱維仁送里多雖然今度特仁新久此祭式乎造里多自今靈主仁奇支神靈乎留免天末遠長久鎮坐止謹美敬比白須

明治十八年五月廿五日 正二位勲二等松平慶永

○五月廿七日秀康命の銅像二軀新鑄成る、旧来福井孝顕寺に安置せる木像本多作左衛門重次自作を模型として、鑄工粉川市正神田区鍋町住居に命し、新

に鑄造せしめられしなり、慶永公靈舎の背後に鑄造せられし事由を自書せらる、左の如し

秀康卿ノ肖像ヲ納メ奉ル靈舎ノ背後ニ書スル文

是正三位行前権中納言秀康卿小像也、元木材之古像本多作左衛門重次所刻而其抱卿者即重次也、云往時有故合祀之于孝顕寺靈廟、今茲明治十八年五月更命鑄工模造二体、一以納之佐佳枝廼神社、一以祀之祠堂矣、事審書在家乘

東照宮血統八代孫秀康卿

十五代裔

正二位勲二等源慶永謹記

○五月廿八日午前九時出門参内せらる、皇后宮の御誕辰を拝祝せられしなり、御祝酒を賜ふ

○六月一日午前九時出門華族会館に赴かる、創立紀念会なり、帰途上野東照宮に参拝、玉串料金五拾錢を供せらる

○六月五日午前九時過出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿へも参上せらる、明宮ハ拝謁仰付らる

○六月十三日夜盜賊あり、邸内土蔵一に忍ひ入り、短刀其他刀劔の届書等茂昭公譜に詳記す小道具類数十点を盗去る

○六月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、常御殿に於て拝謁仰付らる

○六月十八日午後四時卅分出門、上野停車場に赴き茂昭公の帰京を迎へらる、五時三十五分茂昭公と共に帰邸せらる

○六月廿一日午前十時出門明宮御殿に参上せらる、近日御不例在らせられし故御機嫌を伺ハれしなり

○六月廿三日午前九時出門明宮御殿に参上、御機嫌を伺ハる

○六月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿へも参上せらる

○六月廿七日新鑄秀康命の靈像を福井に奉送せらる、佐佳枝廼神社に安置せらるゝためなり、此時旧来福井孝顕寺に安置せし木像本作左衛門多自作をも福井に奉送し、旧の如く孝顕寺に納められたり

○七月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

○七月十三日午前九時出門大札参内せらる、宮中に於て勲章奉授式を行はれし故参列のためなり

○七月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○七月十七日福井住旧臣毛受洪・島田重民・東郷竜雄本邸に來り両公に拜謁を乞ふ、慶永公・茂昭公列坐面会せられしに竟成社へ金子拝借の件を申出たり此日の事実ハ茂昭公譜に詳記す

○七月廿日午前九時過出門参内せらる、暑中の天機伺なり、退出より青山御所・明宮御殿へも参上御機嫌を伺はれたり

○七月廿二日午前九時出門、茂昭公同乘芝山内家慶將軍の廟を参拝せらる、徳川家達殿三十三回忌の追遠祭を執行せられし故なり、廟前江香奠金五
百疋・花一對
金壹圓を供せらる

○七月廿五日午前八時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○七月廿六日午前九時出門、新橋停車場に於て御巡幸の御發輦を奉送せらる、山口・広島・岡山の三県に御巡幸在らせられしなり、午十二時前帰邸せらる

○七月三十一日渡辺洪基來る、慶永公面会せられしに、本多副元男の家計頗る困難に陥り此際大改革を行ふべきに決せり、仍て八金貳千円恩借を願ひたしとの旨趣を陳述せり此事の結局ハ茂昭公譜に記載す

○八月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○八月六日午前八時三十分出門参内せらる、御巡幸御留守中なるを以て、麝香間祇候一同の惣代として皇后宮の御機嫌を伺はれしなり、青山御所・明宮御殿へも参上せられたり

○八月十日午前九時出門参内せらる、去る八日皇后宮相州鎌倉江之島江行啓、昨九日還啓在らせられし故参賀せられしなり

○八月十二日午後二時三十分出門新橋停車場に参向、還幸を奉迎し御着輦後直に参内、天機を伺ハる、七月廿六日午前十時御發輦、後一時三十分横浜御發艦、廿七日午後五時四十分神戸御着、廿八日午前九時神戸御發艦、同夜伊予国大辺浦に御寄泊、廿九日午前八時十五分周防国三田尻に御着艦、同日午十二時三十分三田尻御發輦、午後四時四十五分山口行在所に御着輦、三十日山口県庁及び裁判所江臨御、中学校・師範学校御通覽、三十一日午前五時山口御發輦、十時三田尻にて御乗艦、午後六時四十三分厳島江御着艦、八月一日厳島御發艦、広島行在所江御着輦、四日午十二時広

島御発輦、一時四十分宇品御発艦、五日午後五時三十二分岡山に御着輦、九日午後四時三十分明石御着輦、十日神戸御着輦、十一日午前十時神戸御発艦、本日午後二時三十分横浜御着艦、即日還幸在らせられしなり

○八月十三日勇子君・正子君・慶民君午前四時三十分出門、五時廿分上野発汽車にて上州伊香保温泉場に赴かる、佐野久・崎尾・ふち・なか・乳持二人外に山下儀之助随行す、茂昭公・幾子君・節子君・里子君上野停車場まで見送られ、村田氏寿・天方道外に武田正規・岩屋政同処まで奉送せり

○八月十四日上州伊香保江入浴の為め一周間の御暇願を差出さる、左の如し

旅行願

私儀

今般為養生群馬県下伊香保温泉為入浴、往復ヲ除キ一週間御暇被下度、此段奉願候也

明治十八年八月十四日

正二位松平慶永印

宮内卿伯爵伊藤博文殿

願之通り

明治十八年八月十八日

○八月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿へも参上せらる

○八月十九日午前九時出門参内せらる、明廿日伊香保温泉場江出發せらるゝに決せし故御暇乞を申上られしなり、青山御所へも参上せらる

○八月廿日午前四時五十分出門、五時廿五分上野発汽車にて伊香保温泉場江出發せらる、沢木禄平随行す、此日茂昭公上野停車場に見送られ、外に武田正規同所に奉送せり

○八月廿四日午後六時伊香保温泉場より帰着せらる、今朝伊香保出發、午後一時五分前橋発汽車にて五時二十五分上野に着、夫より直に帰邸せられしなり、茂昭公上野停車場に迎へられ、外に武田正規・村田氏寿・天方道・大谷巖・草尾銈太郎・楠量志等同処に奉迎せり

○八月廿五日午前九時出門参内せらる、本日ハ例月の参内定日なる上、昨日帰京せられし故天機を伺ハれしなり、退出より青山御所・明宮御殿江も参上せられたり

○同日祠堂に於て齊承命の五十年祭・浅姫命の正忌祭^大を執行せら

る、浅姫命の正忌ハ七月一日なりしか、表広間新築工事中故延期せられしなり、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌十一台、神官杉浦勝雅、伶人三名来る

○八月三十日午前八時三十分出門、明宮御殿に参上せらる、御誕辰を拝祝せられしなり

○九月一日邸内鎮守宗像神社の例祭を執行せらる、神饌七台外に赤飯壺台・榊・時の花一對を備へらる、祝詞ハ慶永公朗読せられたり

○九月五日午前八時卅分出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる、殿下拝謁仰付らる

○九月八日慶永公・茂昭公御同道午前九時三十分出門、上野徳川家の靈屋に赴かる、家治將軍の百年忌法会に参会せられしなり、香奠金壺円供せらる

○同日勇子君・正子君・慶民君午後六時伊香保より帰京せらる、本日午前七時過伊香保出發、前橋嬉野与平方にて昼餐、午後一時五分同所發汽車にて五時三十五分上野に着、夫より帰邸せられしなり、茂昭公・幾子君・節子君・里子君上野停車場に迎へられ、外

に武田正規・中根牛介・大谷巖・中根新・沢木貞雄・長谷川友次郎・室田文六・田崎惣左衛門・佐野雪・佐野為雄・駒野・浦崎同所に奉迎せり

○九月十二日勇子君・正子君・慶民君に随ひ伊香保に赴きし輩に慰勞金を賜ハる、左の如し

一金拾五円 佐野 久
一金拾円ツ、 崎尾 ふち 仲
一金五円ツ、 御乳兩人
一金三円 山下儀之助

○同日天方道に肴料金五拾円・葡萄酒壺打、大谷巖に金千疋贈与せらる、勇子君・正子君・慶民君伊香保入浴中日数二天方の別荘を借受られし故御挨拶のためなり、肴料ハ固く辞退せり

○九月十五日祠堂に於て秀康命・齊善命の正忌祭、安子命の二十年祭、康泰命の十年祭を執行せらる、秀康命ハ六月二日、安子命ハ六月八日、康泰命ハ八月三日祭典を挙げらるへき例なりしか、表座敷新築工事中延期せられしなり、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌十一台大祭の例に依られたり神官杉浦勝雅、伶人今村今・元島重久・小野亮道造来る

○九月十七日慶永公・茂昭公同道午後三時出門、上野東照宮へ参拝、夫より松源楼御一族方の懇親会に出席せらる、此日会合せられし方々左の如し

松平確堂殿 松平康民殿 松平直亮殿

松平直徳殿

○九月廿日竹中淡叟の霊前に香資^{金五}を供し且吊詞を贈らる、淡叟ハ田安德川殿の旧臣にて年久しく御側御用人を奉仕せし人なり、吊詞左の如し

明治十八年九月十九日竹中淡叟翁ノ訃ヲ得テ痛悼ニ堪ヘサルナリ、翁ハ元田安家ノ世臣ニシテ悠然公ヨリノ旧家、同家ニテハ第一等ノ譜代ナリ、翁ノ実父半十郎ハ高尚公ノ御末悖宗公ノ御近侍ナリト聞ク、而シテ後御側用人ヲ奉仕シ慶永モ幼穉ノ時多少扶持ヲ受ケタリ、其子織部後二半十郎ト称シ致仕シテ淡叟ト号ス、翁資性忠実温厚、我父公ノ御近侍ヨリ累リニ榮転シテ御側用人トナレリ、其間数十年勩勤怠ラス終始一日ノ如ク輔翼ノ功勞最モ多クシテ慶永兄弟姉妹等亦各翁ノ深厚誠実ナル介抱扶助ヲ蒙ラサルハナシ、就中慶永出生ノ時ニ当リ彼ノ乳付ナル者ハ翁ノ令妻某氏ナリト聞ク、然ラハ則慶永今朝廷及祖先父母ノ恩沢ニヨリテ高位榮勲ニ叙セラル、ノ特典ヲ辱フシ、剩ヘ五十余年無異健食ノ幸福ヲ保有スルモ亦翁ニ恩ナキニアラス、嗚

呼翁ハ慶永ノ恩人也、誼何ソ忘レンヤ、翁ノ八十七ノ高齡ヲ以テ終ルハ実ニ稀有ノ事ニシテ可賀ト申シタシ、乍去如聞キハ未タ全ク家事ニ安セサル点モ有リヤト、不知是歟愍然ノ至涙ニ襟ヲ霑ノ外ナシ、為メニ不腆ノ賻ヲ贈リ併テ一弁ノ香木ヲ以テシテ聊報酬ノ寸誠ヲ表ス悲哉

明治十八年九月廿日

悖宗公子慶頼卿兄

正二位勲二等松平慶永

八千草にこほるゝ露ハそれならて涙に袖をぬらすけふかな

○同日祠堂に於て忠昌命・礼以命の正忌祭^中を執行せらる、礼以命ハ七月十五日相当なりしか延期せられしなり、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台、鍋島筆子君会祭せられたり

○同日中根牛介に特旨を以て内帑金三百円恵与せらる、是ハ近来家計殊の外困難に及ひしよしにて、去る十七日由利公正子及ひ佐々木長悖・天方道より、其家計を整理するため此節金千五百五拾五円式拾銭恩貸ある様にと申立けれど、貸金ハ家則に触れて聴届けらるへきにあらざりしか、其父雪江の旧功に対して慶永公深く其不幸を憫み、内帑金を出して此金額を恵与せられしなり

○九月廿一日午前八時三十分出門参内せらる、明廿二日皇后宮多摩

郡府中駅に行啓在らせらるゝ筈なりし故、御機嫌を伺はれしなり

○同日天方道に慶永公より七子紬章羽織一、勇子君より蒔絵硯箱一を贈与せらる、伊香保別荘を借受られし御挨拶として過日金五十円贈与せられしを辞退せし故、更に此品を贈与せられしなり

○九月廿三日秋季皇霊祭参内せられす

○九月廿四日午前九時出門参内せらる、皇后宮廿三日府中駅より還啓在らせられし故、御機嫌を伺はれしなり

○九月廿五日午前九時過出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる、此日越前産新雲丹五合入を進献せらる

○十月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿へも参上せらる

○十月十一日九時出門、築地新富町近源亭に於て開筵する有楽会に出席し、午後二時二十分転して江東中村楼第五回越前懇親会に会同せらる、此日茂昭公にも会同せられ、外に有馬道純殿・有馬純文殿を始め惣計式百式十名出席し、此内福井人百三十名、大野・

勝山・丸岡・武生を合はせて九十名なりし、会費ハ昨十七年協議ありし如く一名五十銭ツゝ、外に酒価其他の雑費ハ本年の幹事小笠原家にて負担支弁せられたり

○十月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○同日福井住旧臣千本久信死去す、祭資料金五拾円贈与し又誄辞を遣ハさる、久信ハ旧藩中度支の職を奉し明治八年家計整理の際功勞ありし人なり、誄辞左の如し

誄辞

嗚乎哀哉、嗚乎痛哉、千本久信ヨ、明治十六年三月上京シ同廿五日発病以來臥褥三年、終ニ全癒ノ功ヲ奏セスシテ昨十五日午後二時易簣ノ訃音ヲ電告ス、涙霑襟痛惜曷ソ堪ヘン、汝ハ旧藩士民ノ柱石トナリ数多拔群功勞ノ恵ニ報酬スルノ微誠ヲ表スルカ為ニ使ヲ供シ、且追悼ノ蕪詠ヲ以テス、尚饗ヨ

明治十八年十月十六日 正二位勲二等源慶永

香木三

千本久信か身まかりし事をきゝて

慶永

なき数に入りしときくの花のうへにこほるゝ露ハ涙也けり
きのふよりよもつ平坂たとり行君か面影しのはるゝ哉

○十月十七日神嘗祭参内せられす

大君の御代の光もそはるらん朝日に匂ふ山のみち葉

○十月廿三日祠堂に於て秋季祭^大を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、神官杉浦勝雅、伶人三名来る、供饌十一台

○十一月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

○同日午後一時出門参内せらる、皇后宮明廿四日群馬県下新田郡太田町金山江行啓在らせらるゝ旨仰せ出されし故、御機嫌を伺ハれしなり

○十一月九日午後一時出門参内せらる、禁苑の観菊御会に召されし故なり、参内後降雨のため御延引仰出され、直に帰邸せられたり

○十月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿へも参上せらる、明宮殿下謁見仰付られ御菓子を賜ふ

○同日故千本久信の靈前に打敷壺・般若心経^手巻を贈らる、此時久信の嗣子千本貫一に遣はされし直書左の如し

久信殿数年不容易預世話一段之仕合二候、依之卓囲一、余・勇子^子般若心経手写一卷、余^子其靈前江納候也

明治十八年十一月九日

松平慶永

○十一月三日天長節午前九時出門参内せらる、皇族・大臣・参議・

千本貫一殿

各国公使・勅任官・麝香間祇候に天前に於て宴を賜ふ例の如し、此日宴会の御次第八十一時皇族・大臣以下御会食所に列席、聖上出御勅語あり、三条太政大臣奉答、次に上席の外国公使奉答^{式部長}、^{直大通}弁^弁畢て各着牀酒饌を賜ハリ開宴中奏楽あり、十二時過入御、次に各退下、帰邸八十二時四十分なりし

○同日表座敷新築工事中尽力せし木工・石工・左官以下を招き酒肴及び金品を遣ハさる^{木工以下の人名及び金品等ハ茂昭公譜に詳記す}、此時慶永公木工以下に告げられし褒詞左の如し

○同日御兼題の哥を詠進せらる、左の如し

紅葉映日

今般座敷新築に就而者風雨・休暇をも不顧、各勞力骨折遂ニ落成し、飛驒内匠にも超越するの結構来賓是を歎賞せり、余之喜悅不斜、仍之今日各之勞苦を慰ムル為に粗酒ヲ以テス、十分欣盃罄歎ハ余ノ本懐ナリ

○十一月十日午後一時出門参内せらる、昨日降雨のため御延引ありし観菊会を本日更に御催しありしなり、勇子君ハ不快参内せられず、此日聖上御風邪、便殿に於て各国公使夫妻に拝謁仰付られしまでに、御苑中江者出御在らせられず、皇后宮午後四時過出御、皇族・大臣・参議・外国公使・書記官御前に於て立食を賜はり、勅任官・麝香間祇候・公侯爵者も同しく立食を賜はり奏楽あり、帰邸ハ六時前なりき

○十一月十一日来一月の御歌会始に披講読師仰出さる、賛者よりの通知書及請書左の如し

通知書

来一月哥御会始披講読師被仰下候也

明治十八年十一月十一日 賛者子爵西四辻公業

賛者伯爵松浦 詮

正二位松平慶永殿

請書

来一月歌御会始披講読師被仰下候旨拝承、右御請申上候也

明治十八年十一月十一日 正二位松平慶永

賛者伯爵松浦 詮殿

賛者子爵西四辻公業殿

○十一月十三日山沢静寿の霊前に香資金拾円・花一対外二慶永公・勇子君より菓子一折を手向らる、静寿ハ旧時老女の職を奉し功勞ありし人なるか、長病の末昨十二日死去せし故なり、崎尾を使として其家に就き吊詞を伝達せしめ、翌十四日送葬の際ハ家扶鈴木準道を葬に会せしめらる

○十一月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機何なり

○同日九条道孝殿外二十一人と共に華族会館改良の発起人となり、同族方へ書面を以て協議に及はる、其書面左の如し

道孝等嚮キニ会館改良及学資金支出之方法を開述シ云々及御相談候処、同族諸君之御賛成ヲ得、其第一ノ希望^{学資金支出方法}ヲ達シ候得共、該時学習院経費処分ノ件ニ付会館改良ノ議ハ暫ク中止ノ姿ニ相成居、就テハ今般別冊意見書ヲ会館ニ提出シ、其第二ノ希望ヲ遂ケ嘗テ諸君ノ御賛成ヲ得タル全局ヲ結了致度、別冊^{此別冊今見当らず}相添此段尚及御相談候也

追テ来ル十七日迄ニ茂憲方へ御意見御申越相成度、該日迄ニ御報無之候ハ、御同意ト見做シ、前文会館へ建議之義御連名ニ取斗可申候也

明治十八年十一月十五日

九条道孝 毛利元徳 島津忠義 中山忠能

浅野長勲 徳川茂承 細川護久 山内豊範

池田章政 前田利嗣 池田輝知 黒田長博
 松浦 詮 津軽承昭 井伊直憲 藤堂高潔
 上杉茂憲 嵯峨実愛 松平慶永 立花種恭
 京極高典 加納久宣

○十一月廿二日午後三時芝紅葉館に赴かる、橋本綱紀の建碑申告祭に会せられしなり、是より先橋本綱紀号景岳通称左内の事蹟を後世に伝

ふるため、旧福井藩士の有志者数名発起して一碑を小塚原最初綱紀の遺体を埋葬せし地に建立するの計画ありしか、此程落成三条太政大臣の篆額、重野安繹の撰文、巖谷修の筆跡

し、綱紀の弟橋本綱常申告祭を執行せしなり、茂昭公にも会せられたり、此日祭場の正面に碑文の軸物幅を掛け、其前に榊を立上

枝に鏡を結び付て霊位となし、神饌教台を其前に供へ、祭主鴻雪爪・副祭主鴻雪年、外に祭官五・六名これを補助す、奏楽伶人八名あり

り、綱常以下親族拜礼後慶永公祭文を朗読せらる、祭典に会同せる人々ハ親族の外慶永公・茂昭公・西郷従道参議農商務卿・香川敬三

宮内少輔・重野安繹・巖谷修・緒方維準・坪井信良・榊某其他越前人数十名なり、慶永公・茂昭公より玉串料金式千疋を供せらる、慶

永公の朗読せられし祭文左の如し

祭文

維明治十八年十一月廿二日於芝紅葉館橋本綱紀君ノ為ニ有志者相謀リ、千住小塚原ニ建設スル紀念碑ノ落成ヲ其霊代ニ告ケ奉ルノ祭典ヲ執行セラル、其弟綱常ヨリ招待ヲ受ケ祭場ニ会ス、

孰惟ルニ君首トシテ竭勤王報國ノ忠誠惟信惟義洵ニ臣子ノ標準ナリ、不幸ニシテ疾謝世距今二十七年特ニ本年六月十一日紀念碑建設被聞食、金百円下シ賜ル旨從宮内省被伝勅命、勤王報國ノ偉功明々白々ニシテ其榮譽ヲ永世ニ輝シ、君ハ於地下感泣スヘシ、旧主慶永奉感佩聖代無比ノ恩惠随テ建碑ノ美挙ヲ欣喜ス、実ニ悲喜交至ル、追慕往事シテ情曷ソ堪シ、聊代蕪辭ニ愚詠ヲ以ス、君有靈ヲ尚歆享

国のためつくし、功あらはれて御代の光を仰くけふ哉
 皇国のために尽し、功ハ千代も朽せぬこれの石碑
 二つなき命をすてし君か名ハ此明らけき御代にしらるゝ

東照宮血統八代孫秀康公十五世
 正二位勲二等松平慶永



○十一月廿三日新嘗祭風邪参内せられす

○十一月廿四日浜離宮に於て御獵獲の鴨羽六羽を賜ハる、侍從の添書左の如し

記

一鴨六羽

右者本日浜離宮ニ於テ御獵相成候分下賜候旨ニ付、御伝へ申候也

十一月廿四日

侍従

松平慶永殿

○十一月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

○十一月廿八日宮内省より西班牙国皇帝崩御せられしを以て、本日より二十一日間服喪仰出されし旨を達せらる、左の如し

今般西班牙国皇帝アルホンス第十二世崩御ニ付、今二十八日ヨリ二十一日間服喪被仰出候、此段相達候也

明治十八年十一月廿八日 宮内卿伯爵伊藤博文

正二位松平慶永殿

別紙

参朝ノ節

喪服用心得

喪服ハ大礼服用ノ節最初十一日間ハ左ノ袖・劔ノ柄并ニ帽ノ飾章ニ黒紗ヲ纏フ、後ノ十日間ハ袖ニ黒紗ヲ纏フノミニテ、劔并ニ帽ノ飾章ニハ黒紗ヲ纏フニ及ハス
通常礼服并ニ通常服用ノ節ハ上下共黒色ヲ用ヒ、黒色ノ襟紐、黒色或ハ灰色ノ手套ヲ用ヒ、黒羅紗ノ帯ヲ附シタル帽ヲ着用スベシ

○十一月廿九日午前八時出門、徳川達孝殿と同しく国府台に赴かる、

武田正規・沢木禄平随従す、予しめ御約束ありて達孝殿両国橋畔の茶店に於て待合ハせられ、此地より市川までハ公及び達孝殿馬車御同乗、市川より国府台までハ川船御同乗なり、国府台にては天方道出迎へ同処陸軍仮事務所に案内せり、斯て暫時休憩の後更に天方の案内にて小丘に登られしか、此丘ハ眺望佳絶、富士・足柄・大山・筑波を始め東京市街等一も目を遮るものなし、夫より転して総寧寺及び教導団・真間弘法寺・手児奈靈堂・真間繼橋等を歴覽し、市川町市野屋長吉宅にて午餐を畢へ帰途に就かれたり、帰邸ハ午後三時四十分過なりき

○十二月四日日本多永夢の靈前に香奠^正・花筒^一・蒸菓子^重を供し、外に香木^三吊詞を贈らる、永夢ハ徳川宗家の旧臣にして齊善公の御附を勤めし人なるか、爾来数十年の久しき当邸に來り懇情を尽せしに、昨三日物故せりとの訃音に接せられし故なり、吊詞左の如し

吊詞

先考天保六年乙未常磐橋邸へ引移り玉ヒシ時ニ御附トナリ随行セシ本多永夢翁ハ、昨三日午後十時帰泉セリト、此訃ヲ得テ痛借ニ堪ヘス、翁先考ノ逝去シ玉ヒシ後モ懇親ヲ結ヒ、不絶一月ニ六度ハ必訪問來邸ス、篤厚実直頗る感賞せり、翁鬼籍ニ入り其靈魂ハ先考ノ靈ノ側ニ侍坐スヘシ、実ニ数年ノ厚意ヲ謝スル

ノ微衷ヲ表スルカ為ニ、仏使ヲ供シ腰折ノ歌ヲ以ス、尚饗

明治十八年十二月四日 正二位松平慶永

本多永夢翁身まかりしと聞て

永き世の夢もくたけてかなしさになけきの森の小夜時雨哉

○十二月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所へも参上せらる

○十二月十一日大山陸軍卿を始め数名を招請して酒宴を開かる事は茂昭

公譜に
詳記す

○十二月十三日午後二時過参内、天機を伺はる、本日ハ築地近源亭に於て開ける有楽会に赴かれしか、帰邸の途中青山北町に失火ありと聞かれし故、直ちに道を転して参内せられしなり、青山御所へも参上、御機嫌を伺ハれたり

○十二月十四日博愛社に入社せらるへき旨を小松宮御附三宮義胤の許に申入れらる、是ハ去る七日小松宮の御招にて参上せられし時、殿下御沙汰ありし故入社せらるゝ筈なりしか、其後三宮御書面を以て更に其事を通知せし故、回答を兼ね入社的事をも申入れられしなり、其書面左の如し

貴書拝展仕候、愈御安全奉賀候、陳者去る七日参上、殿下拝謁

其節橋本綱常之演説殿下よりも縷々御諭示之趣拝承仕候、博愛社加盟入社之儀異議無御坐入社之心得ニ御坐候、此段御答旁拝啓候也、敬具

十二月十四日 松平慶永

三宮義胤殿

二白該社入社ニ就而者何レ手續等も可有之と存候、乍御手数宮内大書記官堤正誼迄御申聞可被下候、確堂へも早速殿下ノ命ヲ伝候也

○十二月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○十二月廿五日午前八時三十分出門参内せらる、例月の天機伺なり

○十二月廿八日博愛社事務所より添書を以て締盟状を送致す、博愛社江入社之証なり、入社申込書及締盟状左の如し

申込書

従今博愛社江加盟入社仕候ニ付、宜御上申及御依頼候也

明治十八年十二月廿六日 正二位松平慶永

小松宮御附

宮内大書記官

三宮義胤殿

締盟状

爰ニ正二位勲二等松平慶永氏社則ヲ遵守シ、報国恤兵ニ従事セ
ント欲スルノ誠意ヲ嘉シ、將ニ同心戮力以テ本業ヲ永久ニ保持
セントス、因テ締盟シテ之ヲ社員ニ列ス

明治十八年十二月廿六日

博愛社総長

二品大勲位彰仁親王印

添書

今般御入社ニ付別紙締盟狀一通差遣候間、御落手相成度候也

十二月廿八日

博愛社事務所

松平慶永殿

○十二月廿九日午前九時出門参内、歳末の御祝儀を申上らる、青山
御所・明宮御殿江も参上せらる

家譜

○明治十九年一月一日早朝午前四時三十分目覚若水盥嗽、数長咆・雑煮・吸
物・屠蘇・松立祝膳一汁三菜を進む、例の如し、畢て神殿を拜服大札せら
る

○同日午前六時三十分出門大札参朝、小御所代正殿に於て拜賀、畢
て青山御所・明宮御殿江参賀、帰途北白川宮・有栖川二品宮・小
松宮・伊藤内閣総理大臣兼宮内大臣・三条内大臣・大山陸軍大臣
・徳大寺侍従長・吉井宮内大輔・香川宮内少輔の邸を訪ひ、新年

の賀詞を述へ十一時過帰邸せらる

○同日男子君所勞参内せられず、宮内省江不参届を指出さる届書例
文故掲
載せ
す

○同日帰邸後午前十時過慶永公・勇子君・茂昭公・幾子君・節子君・里
子君列席慶永公
居間家令・家扶已下一同の年賀を請らる酒肴を
賜ふ例の如し

○一月三日午前九時出門大札谷農商務大臣・徳川家達殿へ年賀を申
述へ、夫より元始祭賢所参拜、帰途更に所々年賀を申入れ、午後
一時過帰邸せらる

○同日午後二時三十分再ひ出門、途次所々年賀を申入れ、夫より芝
紅葉館に赴かる、丁卯・戊辰の頃国事に執掌せられし方々の紀念
宴会に会同せられしなり、此日参会せられしハ、小松宮・伊藤総
理大臣・大山陸軍大臣・山田司法大臣・谷農商務大臣・佐々木宮
中顧問官以下凡七十名許なり、八時過帰邸せらる

○一月五日新年宴会午前九時三十分出門大札参内せらる、天前に於
て酒饌を賜はり、舞楽拝観例の如し、午十二時過帰邸せらる

○一月六日華族会館開館式、会同せられず

○一月八日午前十一時祠堂に於て治好命の正忌祭^中を執行せらる、
祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○一月九日博愛社江差出さるへき金額を一ケ年金拾貳円に定め、其
旨を同社事務所へ回答せらる、昨十八年入社せられれと出金額
ハ未だ定められさりしなり、回答書左の如し

先般入社相成候ニ就テハ一ケ年何円出金額御申越ノ旨承候、拙
者ハ一ケ年十二円差出候、此段御回答申入候也

一月九日 松平慶永

博愛社事務所御中

○一月十一日午前九時三十分出門参内せらる、寒中天機を伺ハれし
なり、青山御所・明宮御殿江も参上、御機嫌を伺ハる、明宮江画
箋紙二卷・双六一を内献せらる、明宮謁見あり、御菓子を賜ハる、
十二時過帰邸せらる

○一月十三日午後三時脇坂安斐殿以下、本年の御歌会始に読師・発
声・講頌を奉仕せらるへき方々十余名当邸に来会せらる、習礼の
ためなり、長谷信篤殿昨年読師を奉仕せられし故慶永公より特に
請待せられたり、習礼後酒肴を出され、夕刻に至り退散せらる、
来会せられし方々左の如し

従五位脇坂安斐殿

従四位綾小路有良殿

断 正二位正親町実徳殿

正三位慈光寺有仲殿

従四位前田利邨殿

断 従四位竹屋光昭殿

正四位長谷信成殿

従四位毛利元敏殿

正五位西五辻文仲殿

従四位冷泉為柔殿

従四位石山基正殿

従四位大原重朝殿

外に

従二位長谷信篤殿

○一月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、此日御

歌会始の歌を差出さる、左の如し

懐紙

新年同詠緑竹年久応

制歌

正二位勲二等臣源朝臣慶永上

いつみてもふかみとりなるくれたけやかはらぬ御代のすかたな
るらむ

○一月十六日午前九時出門参内せらる、御哥会始に読師・講師・発
声・講頌を奉仕せらるゝ方々と共に、小御所代に於て御会席の順
序を協議せられしなり、帰途毛利元敏殿の邸に会同、更に習礼あ
り、午後三時過帰邸せらる

○一月十八日御歌会始午前九時出門フロックコート参内せらる、本日ハ慶永公読師を奉仕せられしか、御会式ハ昨年の例に同じ故に註記せず
題者以下の人名左の如し

題者 元老院議官福羽美静 点者 宮内三等出仕高崎正風

読師 正二位松平慶永 講師 従五位脇坂安斐

発声 従四位綾小路有良 講師 従四位石山基正

講頌 正四位長谷信成 講頌 従四位毛利元敏

講頌 従四位冷泉為柔 講頌 従四位大原重朝

講頌 正二位正親町実徳 読師 正二位広幡忠礼

講頌 正三位慈光寺有仲 講頌 正四位前田利邇

講頌 正四位竹屋光昭 講頌 正五位西五辻文伸

賛者 西四辻公業 賛者 正四位松浦 詮

右畢て休息所に於て酒肴を賜ふ口取・さしみ・吸物
酒・握りめし

○一月廿三日皇太后宮御誕辰午前九時出門、青山御所江参賀せらる

○一月廿五日午前九時出門参内せらる、昨廿四日有栖川職仁親王一品
大勲 薨去せられし故天機を伺ハれしなり

○一月三十日孝明天皇御例祭、所勞参拜せられず、式部長官江届書を差出さる

○二月九日旧臣故秋田松髯の靈前に発句を供へらる、松髯ハ俳偕をよくせし人なるか、本年ハ七年忌に相当するを以て、福井にて旧交ある人々寄り集り、追悼会を催すよし聞かれし故なり

松髯先生の追悼に

鶯もむかしの春をかたるかな

梅とよもに残ることはのかをるかな

風月庵静逸

○二月十日午前九時三十分出門参内せらる、午前一時十五分皇女御降誕ありし故参賀せられしなり、青山御所・明宮御殿へも参上せらる

○二月十一日紀元節午前九時三十分出門大礼服参内せらる、十一時過出御、天前に於て酒饌を賜ハリ、舞楽陪覽恒例の如し、十二時過帰邸せらる

○二月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、常御殿に於て謁見あり

○同日邸内鎮守稻荷社の祭典初午を執行せらる

○同日午後四時三十分再出門、延遼館に参上せらる、麿香間祇候の方々に晚餐を賜はりしなり、三条内大臣・杉内蔵頭・堤大膳亮接伴せらる、帰邸ハ八時過なりき

○二月十六日午前(マ、)三十分出門参内せらる、去る十日御降誕ありし皇女の御命名式を参賀せられしなり、宮中に於て小松宮・北白川宮・三条内大臣・各大臣及び宮内省勅任官・麿香間祇候の方々江酒饌を賜ハる、畢て青山御所・明宮御殿御産所へも参賀せらる
皇女の御名左の如し

奉書三ツ折

御命名		
御名	静子 <small>シツ</small>	御称号
		久宮 <small>ヒサ</small>

○同日麿香間詰の方々一同より久宮御殿へ御肴を献上せらる

○二月十七日第十五国立銀行に於て、華族会館改良に関する集議あり、慶永公・茂昭公出会せられず、代理として家令武田正規会同
す事実ハ茂昭公譜に詳記す

○二月廿一日仁孝天皇四十年御式年祭午前十一時二十分出門大札参内、賢所を参拝せらる、十二時過帰邸

○二月廿五日午前九時三十分出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿へも参上せらる

○二月廿八日伊藤研吉の靈前に香資金五錢及誄辞を贈与せらる、研吉ハ伊藤輔の第二子にて幼時慶永公に近侍せし人なり、誄辞左の如し

誄辞

余カ最親愛スル汝研吉ヨ、汝ハ数年前余ノ側ニ侍シテ頗勤勉セ
ルハ今ニ不忘、汝イマタ若年ナリ、豈凶ランヤ鬼籍ニ入ルノ計
音ヲ收到セントハ、実ニ悼惜ニ堪ヘス、余ハ汝ノ勤勉ヲ謝スル
ノ意ヲ表シ、加之汝ノ靈魂ヲ慰ムルカ為ニ使ヲ供ス、汝歆享
セヨ

明治十九年二月廿八日

松平慶永

○三月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿へも参上せらる

○三月十一日祠堂に於て秀康命の誕辰祭中を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○三月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、謁見あり

○三月廿日慶永公・勇子君・節子君・里子君午前十時出門蒲田に赴かる、観梅のためなり、鮫洲川崎屋某方にて午餐、夫より蒲田梅莊遊覧、帰途海晏寺後岡墓地に参詣し、高輪泉岳寺にて赤穂義士の墓及び木像等歴覧、四時過帰邸せらる、陪従は沢木禄平・崎尾・仲・浦崎なり

○三月廿一日春季皇霊祭所勞参拝せられず、宮内省江不参届を差出さる

○三月廿二日午後八時三十分幾子君御分娩、御男子誕生せらる

○三月廿四日百年会規則を一族の方々及び有馬・土井・小笠原の三家に廻達せらる、此会ハ徳川家一族の方々協議設立せられしものなるか、本日徳川義礼殿の家扶土岐長久来りて規則書を差出し、廻達あらん事を請へる故なり、廻達書左の如し

今般徳川家一族百年会設立ニ付、趣意書并申合規則徳川義礼〔旧尾州〕家扶ハ依頼候故廻送仕候、拙者頗賛成仕候、仍之御加入有之度、委細之義ハ義礼家扶方へ御照会有之度候也

明治十九年三月廿四日 松平慶永
御一族七家宛一通 有馬已下三家宛一通

○三月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

○三月廿八日去る廿二日誕生の御男子に名を茂時と命せらる、慶永公の撰定なり、命名書左の如し

命名

茂時

明治十九年三月廿八日 正二位勲二等松平慶永撰定

出典

二字併十九画離南陽生中 土性

茂時 此訓毛知登機

字対卿

易上象伝云茂対時育万物

明治十九年三月廿八日

正二位勲二等松平慶永撰定

○四月三日神武天皇御例祭午前九時出門大参内、賢所を参拝せらる

○四月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿へも参上せらる、明宮謁見あり、十二時帰邸

○四月八日祠堂に於て、秀康命を始御歴代の春季祭祭大を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌十一台、祭官杉浦勝雅、伶人今村今・本島重久・小針冬賢来る

○四月十一日松平康民殿邸に於て秀康命の誕辰祭を執行せらる、本年ハ亭番にて三月十一日執行せらるへき筈なりしか、事故ありて延引せられしなり、此日慶永公午前九時出門、築地近源亭に於て催せる有楽会に出会し、午後二時過近源亭より直に康民殿の邸に赴き祭典に会同せらる、玉串料金千疋供へられ、武田正規・鈴木準道陪従す、祭典後葭町百尺楼に於て御一族方の懇親会を開かる、茂昭公ハ所労会同せられす

○四月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、常御殿に於て謁見あり

○四月十九日徳川家靈廟保存方法趣意書を一族の方々へ分配せらる、今朝板倉松叟殿・酒井忠悖殿来邸、慶永公面接せられしに、板倉殿・酒井殿彼の趣意書を出たし賛成を乞ひ、且御一族方にも賛成ある様周旋を依頼せられしか、此程類似の趣意を以て百年会設立の企あり、已に一族方へ通知に及ハれたる場合なりし故、公其事情を述へ、今又此趣意をも賛成する様との周旋ハ行届きかたしと答へられしかは、然らハ賛否如何に拘ハらず趣意書分配のミ御取

斗らひを希ふとの事なりし故、承諾せられ即日分配せられしなり
○四月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

○四月廿六日午前十時出門、上野凌雲院に赴かる、徳川達道殿の御先代齊位卿慶永公の御実兄の五十年忌法会を執行せられし故なり、香資金七十・花筒一・蒸菓子一折一を奠供し、法会后追悼の辞を朗読せらる、五錢 帰邸ハ午後一時過なりき、朗読せられし追悼の辞左の如し

維明治十九年四月廿六日阿兄崇雲院殿五十年ノ法祀ヲ此凌雲院ニ執行セラル、弟慶永法筵ノ末ニ列シテ恭往事ヲ追思スルニ、兄ノ薨セラレシハ天保八年丁酉ナリ、弟幼稚ニシテ僅二十歳ナリ、兄ノ御容貌ヲカスカニ今モ胸中ニ存ス、此歳ノ春兄田安第ニ来臨ノ際、兄房之助慶寿卿・弟慶永・弟群之助慶頼卿ヲ招呼セラレ、好ノ品何ニテモ送進スヘシトノ仰アリ、御懇厚ヲ拝謝シテ鼓ヲ請願ス、喜ヒ玉ヒテ惠賜セラル、コノ時ヲ以テ永訣トス、嗚呼哀哉、兄二人・弟二人既ニ鬼籍ニ入ル、今弟慶永一人此世ニ残リテ殆耳順ニ近シ、追慕罔極ノ微衷ヲ表彰スルタメニ聊花・香・菓子を奠備シ、及観音十句経・舍利札ノ二経ヲ寄納シ、兄ノ靈魂を慰メ奉ル、尚饗

正二位勲二等松平慶永頓首再拜

○四月廿九日北白川宮殿下当邸に成らせらる、御饗応のため請待せ

られしなり、御相客ハ徳川家達殿・徳川達孝殿・徳川光子殿和楽

・徳川直子殿法徳院 御相伴ハ麻生三郎宮御・溝口勝如家達殿・久留

栄達孝殿御内人外にたけ子家達殿・達孝・八重子鎮子殿・頼倫なり、御饗応の

次第左の如し

座敷飾付

床

掛軸三幅対 三番叟

置物鋼鉄 海老

花瓶花エニスタレ カキツバタ

熨斗白木 三方

違ヒ棚上

手鑑楽翁公哥帖

同下

文台 硯箱 奉書

二ノ間床

掛軸汪道昆 筆

卓置物象牙彫 橘

花挿古銅 フゴ

奥座敷飾付

床

掛軸晁殿司筆 図羅漢

棚上

置物明珍作 鋼鉄竜

香炉青磁

棚下

絵巻物の図日光宮社

台子

外に

屏風元信筆 琴棋 書画の図 同上周文筆 山水の図 同上唐画 花鳥

献立

蒸菓子宮及御相客ハ脚付杉折 御相伴ハ脚ナシ杉折 薄茶宮ハ天目台 其他ハ服紗

煙草盆 手焙宮ハ大和錦 其他ハ浅黄縮緬

吸物 口取 刺身 鉢肴 茶碗 酢ノ物 寿し

膳部

膾 汁 平 猪口 焼物 香ノ物 飯

引物焼鯛 海老

御次御相伴ハ膳部椀盛・向付焼物鯛

余興清元唄物 芸人清元葉女・清元喜久太夫 清元志津太夫 清元梅吉三絃 清元佐喜造上てうし

岩戸開宮比神楽 吉原雀 喜撰法師 梅の春

午後四時過宮及御相客の御方々来邸、御着坐後蒸菓子・薄茶を出
たす、次に御相伴の人々着坐、菓子・茶上に同し、暫時御対話御
程合にて清元唄物出る、畢て盃三組 塗盃・銚子銀統て吸物已下料理を
出たす、再び御程合にて膳部を出たし、十時過宮御帰輿、次に御
相客以下発席、御亭主ハ慶永公・勇子君・茂昭公・幾子君なり、
節子君・里子君御酒宴中謁見あり、酌人ハふさ・みね・才蔵・小
野婦来る

○四月卅日午前九時出門参内せらる、一昨廿八日西巡日乗壹部を賜
はりし故御礼を申上られしなり、帰途北白川宮江参上、昨日御来
臨且御肴を賜はりし御礼を申上られたり

○五月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿へも参上せらる

○同日叡慮を以て雉子三羽下し賜ハる、慶永公即時出門参内、賜物の御礼を申上らる、宮内省書記官の添書左の如し

一雉子 三羽

右思召ヲ以下賜候条、即及御回附候也

明治十九年五月五日

宮内省当番

書記官

正二位松平慶永殿

○五月七日午後一時出門、鍋島直大殿の許に赴かる、筆子君慶永公の実妹御病氣追々指重らせられたりとの通知ありし故急遽出門せられしか、已に御危篤、御面会の後七時過終に逝去せられたり、八時帰邸せらる

○五月八日宮内省へ忌服届を差出さる、左の如し

忌服御届

東京府華族

従三位侯爵鍋島直大継母

鍋島筆子

右病氣之処養生不相叶昨七日午後七時三十五分死去仕候、右者

私実方妹之続ニ付半減之忌服相受申候

忌十日

本月七日ヨリ
同十六日マテ

服四十五日

本月七日ヨリ
六月廿日マテ

右御届仕候也

明治十九年五月八日

東京府華族

正二位松平慶永

宮内大臣伊藤博文殿

○筆子君御逝去のため忌服を受けられし御家族方左の如し

慶永公実方御妹

節子君・里子君御叔母

○五月十日午前九時男子君同車出門、鍋島直大殿の許に赴かる、筆子君の棺を拝せらるゝためなり、此時棺前にて朗読せられし、誄辞左の如し

誄辞

嗚乎哀哉、嗚乎痛哉、兄慶永ト同母独ナル筆子ノ君ヨ、五十七齡ヲ一期トシテ薨セラル、兄慶永哀惜ノ情無限涙血溢胸中、命数如何トモスルアタハス、熟考ルニ直大卿・栄子ノ君ヲ始数年孝養ヲ尽サレ、御病痾ニ罹リシ以来昼夜不被安眠食、最十分御懇厚御看護ヲ尽サル、加之御家令深川亮藏氏ヲ始メ御家扶従及滝村君、田安第ヨリ随従シ奉ル瀬沢・糸岡其他女中同心協力懇切ノ情ヲ以テ充分御看護ヲ勉ム、伊東国手殊更ニ御多忙ノ中ヲ

不被顧、日々御来診御療養ニ尽力セラル、於君ハ無比ノ幸福ト云ヘシ、兄慶永ニ於テ毫モ遺憾ナシ、今日君ニ永訣ノ情ヲ表スルカ為ニ、妻勇子ヲ同伴シテ参趨シ拝棺供花菓、尚饗、嗚呼哀哉、嗚呼痛哉

明治十九年五月十日 正二位松平慶永

筆姫の君の身まかりたるをいたみて

慶永

現世に我をのこして君独よもつひらさかたとなるかなしき

○五月十五日午前九時三十分茂昭公同車出門、鍋島直大殿の許に赴かる、筆子君の葬に会せられしなり、午後一時鍋島邸出棺、麻布一本松賢宗寺に於て葬儀あり、畢て慶永公ハ更に鍋島邸の帰葬祭に会せられ、茂昭公ハ直に帰邸せられたり

○五月十七日忌明午前九時出門参内、夫より青山御所・明宮御殿へも参上せらる

○五月廿二日中野外志男の柩前に挽詞を遣はさる、昨廿一日卒中症に罹り突然死去せるよしを聞かれし故なり、挽詞左の如し

挽詞

余カ最モ将来ニ望ヲ属シテ親愛セシ中野外志男ヨ、汝ハ脳病ニ罹リ俄然黄泉ニ独旅行セシハ実ニ命数如何トモスルコト能ハス、

余此訃音ヲ聞キテ哀惜ノ至リニ堪ヘサルナリ、汝ハ多年鉅学ニ志シ頗ル熟達シテ工部大学校ノ助教授ニ任セラレ從七位ニ叙セラレタリ、余ハ汝ノ教育ノ功ヲ輝サンコトヲ希望セリ、然ルニ一朝永訣ノ訃ヲ聞ク残情頗ル甚タシ、幸ニ汝ノ朋友ナル出浦力雄ニ托シテ此数言ヲ伝ヘ、以テ永ク汝ノ靈魂ヲ慰ントス、是余カ追慕ノ微志ヲ表ス為ナリ、汝靈アラハ歆享セヨ、嗚呼哀哉

明治十九年五月廿二日 正二位勲二等松平慶永

○六月一日華族会館長三条実美殿より書翰を以て会館を移すへき地所の可否を協議せらる、左の如し

別紙の通調査委員方申出候、拙者ニ於而も至当ノ義ト認メ候間、及御協議候、右者文部省へ返答差急キ候ニ付、来ル五日迄ニ御答有之度候也

追而右購入費額ハ、会館資本金之内建築ニ充ツヘキ金五万円ヨリ支出スヘキ義ニ有之候、此段申添候也

明治十九年六月一日 華族会館長三条実美

別紙

会館建築地処之儀取調申候処、当節文部省所轄相成居候上野公園地内堀風坂之建物、別紙之通御払下相成候趣同所ニ候得者、在来之建物ニテ相済頗ル廉価ニモ有之、且地所之儀ハ拝借相叶候趣ニ付、本館移転恰当之場処ト認メ候間、同所ニ御治定相成度、此段開陳候也

明治十九年五月

改良調査委員

醍醐忠敬

長岡護美

京極高典

松浦 詮

浅野長勲

館長三条実美殿

記

上野公園地内堀坂一(風脱)

一物地坪六千九百四十七坪三合

平地共壹坪二付
崖地共七坪八九八但樹木・石附属ノ儘

此代金五万四千八百六十九円七七五四

一新築本館式百九十七坪同式十四円 但造作・畳・建具附属ノ儘

此代金七千式十八円

一新旧教場廊下共四百六坪壹合

同九円六六七 但造作・敷物・建具附属ノ儘

此代金三千九百式十五円七六九

一土蔵三十二坪同式十五円 但造作附属ノ儘

此代金八百円

一新旧長屋門番所・供待共八十五坪五合

同三円三三〇 但造作・畳・建具附属ノ儘

此代金式百八十四円七一五

一和洋門式ケ所

此代金式十円

右之通評価候也

三益社

文部省御中

地価ヲ除キ金壹万式千五百五十八円四八四

○六月二日祠堂に於て秀康命の正忌祭^大を執行せらる、祭主茂昭公、

供饌十一台、慶永公ハ所勞出席せられず

○六月三日華族会館長三条実美殿へ会館移転地異案なき旨を申遣さる、去る一日の協議に返答せられしなり、左の如し

華族会館建築地所之儀、調査委員より被申出候書類御廻付被下篤与拝見候処、拙者ニ於而も至極適當之義与確認仕候間、同所へ御治定相成候様仕度御同意申上異存無之候、此段及御請候也

会館特撰幹事

明治十九年六月三日

松平慶永

館長三条実美殿

○六月五日午前九時三十分出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

○六月十日午後四時出門巢鴨別邸に赴き仮寓せらる、過日来胃部不調なりし故、撰養のため転地せられしなり、鈴木準道・ふち・八重・哥随行す

化物品ヲ書付申越シ注意スヘシ
台所下婢等へモ不潔ナラサル様注意スベシ

○六月十五日午前九時巢鴨別邸出門参内せらる、例月の天機伺なり

○六月廿五日午前七時出門、麻布一本松筆子君の墓前祭五十に会し、祭典後参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も

○同日巢鴨別邸より小石川本邸へ復帰せらる、今朝参内の帰途鍋島直大殿邸に赴き筆子君の霊前を拝し、夫より十一時後本邸へ帰られたり

参上せらる、夫より更に鍋島殿の本邸に於て執行の祭典に会し、十二時後帰邸せられき

○六月十九日茂昭公連署、本邸・別邸内に居住する輩に喰物等特に注意すへき旨を告示せしめらる、過日来府下虎列刺病流行せし故なり

○六月廿六日午前十時出門巢鴨別邸に赴き仮寓せらる、転地撰養のためなり、佐野久・ふち・八重・うた・養蔵随行す

別紙之通り邸内・^(殺)蛎壳町・巢鴨邸内ニ告示スヘシ

○六月廿九日午前九時過巢鴨別邸出門、小石川本邸に復帰せらる

明治十九年六月十九日

家令武田正規

○七月一日祠堂に於て浅子命の正忌祭中を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

茂昭

慶永

○七月五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる

虎列刺流行ノ際從警視庁モ深く注意・防遏ノ術專告諭有之、依テ第一食物ニ注意シ不消化物ヲ食セズ、渾テ不潔物ヲ置カス、小屋内ハ勿論、邸内掃除スヘシ

○七月十日祠堂に於て礼以子命の正忌祭中を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

正子・友子・慶民・春光・清子・茂時預ケ先へも通知シ、不消

○七月十五日午前九時出門参内せらる、例月の天機伺なり

八月五日

徳川家達

松平慶永様

○七月廿一日午前八時三十分出門参内せらる、大暑中故天機を伺ハ
れしなり、青山御所・明宮御殿江も参上、御機嫌を伺ひ、帰途北
白川宮・有栖川宮其他諸家を歴問し十一時前帰邸せらる

○八月十五日午前八時過出門参内せらる、例月の天機伺なり

○七月廿五日午前八時過出門参内せらる、例月の天機伺なり、明宮
御殿江も参上せらる、此日明宮にてハ御座間に召され拝謁、女官
御茶菓を差出し、嵯峨実愛卿より毎度物を呈せられ御満悦に思召
さるゝ旨を伝へらる、親王殿下毛植馬の玩具一持出られ、御手つ
から下し賜ハリたり

○八月十八日家令武田正規・家従長谷川皎に関口町別邸新築の事務
を委任し、家扶鈴木準道に加談を命せらる、此別邸者慶永公別居
せらるゝため、去る六月九日吉原重俊より邸地を譲り受けられし
なり此邸に係る詳細ハ、
茂昭公譜に記す委任せられし書面左の如し

家令武田正規

○八月五日午前八時三十分出門参内せらる、例月の天機伺なり、十
時前帰邸せらる

明治十九年八月十八日

茂昭

慶永

家従長谷川皎

○同日徳川家達殿世襲財産の会議員たる事を承諾せらる、去る三日
慶永公より書中を以て依頼せられしなり、徳川殿の書翰左の如し

関口台町別邸家屋新築武田正規委任依頼候ニ付、正規ト議シ負
担可致事

明治十九年八月十八日

茂昭

慶永

家扶鈴木準道

尊翰拝見仕候、如諭酷熱甚敷御坐候処、益御佳勝奉恭賀候、然
者今般世襲財産御親属会議員之義、小子江御依嘱之旨謹承仕候、
素ヨリ未熟之義恐縮仕候得共、御都合相成候ハ、押而御辞退申
上候も却而不敬之次第与奉存候間、乍不及御承諾申上候、此段
御請迄如此御座候、恐々頓首

関口台町別邸家屋新築武田正規委任候ニ付、結構・方法熟議加

談ヲ命ス

正規不快等之節ハ家令代理之事

明治十九年八月十九日

茂昭

慶永

○八月廿五日午前八時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる、明宮殿下に支那広東製花火一箱・錦絵本四冊進呈せらる

○同日祠堂に於て齊承命の正忌祭中を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○九月五日午前八時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿へも参上せらる、宮殿下謁見仰付らる

○同日午後二時出門、関口町別邸新築場を檢閲せらる、建築すへき家屋の位置に標木を立、繩を引延へたりと申出し故なり

○九月十五日例月の天機伺参内せられす、齊善公の祭日なるを以てなり

○同日祠堂に於て齊善命の正忌祭中を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○九月廿日祠堂に於て忠昌命の正忌祭中を執行せらる、祭主慶永公・副祭主茂昭公、供饌七台

○九月廿三日秋季皇靈祭、所勞参内せられす

○九月廿五日例月の天機伺参内せられす、昨夜来暴風雨なりしか夕刻に至り空晴れ、風力も漸次鎮静す、邸内損所なし

○九月廿九日越前国敦賀より春日野にいたる新道中、金崎隧道の坑口に掲くへき額字を揮毫して福井県に送致せしめらる、福井県知事石黒務の請に応せられしなり、此時春日野隧道坑口に掲くる額ハ茂昭公揮毫せられ、同時に送致せられたり

額面

金崎隧道

明治十九年十一月

正二位源慶永 □ □

○十月五日例月の天機伺参内せられす

○同日午後十時二十五分ふち子分婉御男子誕生せらる

明治十九年十月十一日 正二位勲二等松平慶永撰定

○十月六日午後一時出門参内せらる、去月中例参を闕かれし故、特に天機を伺ハれしなり、明宮御殿江も参上せられ、宮殿下江菓子一籠外二品造り物錦繪を進呈せらる

○同日宮内省及び小石川区役所江出産・命名届書を差出さる、左の如し

出産・命名御届

私妾ふち

○十月七日家計一年の費額を壹万八千円に定め、此内六千円を慶永公の用途に、六千円を茂昭公の用途に、残る六千円を一般家事の用途に宛る事とせらる、関口町別邸新築落成の後ハ慶永公移住せらるゝ筈なるを以て、區別せられしなり此費途区分は明治二十年七月より実施せらる

本月五日午後九時三十五分分婉御男子出生錦之丞ト命名候、依而此段御届仕候也

明治十九年十月十一日 正二位松平慶永

宮内大臣伯爵伊藤博文殿

○十月十一日去る五日誕生ありし御男子に名を錦之丞と命せらる、慶永公撰定せられしなり、命名書左の如し

右出生致候二付宮内省江届済二相成候間、此段御届申候也

大奉書三ツ折

命名

錦之丞

明治十九年十月十一日 正二位勲二等松平慶永撰定

白鳥子三ツ折

出典

三字併二十五画乾天長地久土性

錦之丞 此訓喜武

余幼名也

○十月十五日例月の天機伺所旁参内せられす

○十月十七日神嘗祭所旁参内せられす、届書を差出さる

○十月廿三日祠堂に於て秋季祭大を執行せらる、祭主慶永公・副祭

主茂昭公、供饌十一台、神官杉浦勝雅、伶人今村今・本島重久・小野亮道来る

○十月廿四日午後四時茂昭公同車出門、両国中村楼に赴かる、第六回越前人の懇親会に出席せられしなり、慶永公ハ五時過帰邸、茂昭公ハ七時過帰邸せらる、本日の懇親会幹事ハ本多副元殿順当なりしか当時武生在住なりし故、繰上当邸に於て事を執られたり、出席人ハ慶永公・茂昭公・有馬道純殿・有馬純文殿・小笠原長育殿・小笠原某^{長育殿の弟}・土井七之助殿以下百五十六名なりし

○十月廿五日午前十時出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿へも参上、明宮殿下江玩具を進呈せらる

○十一月三日天長節所参内せられず、宮内省江不参届を差出さる

○十一月四日錦之丞君午前十時出門、産土牛天神社に参詣せらる、誕生後初て社参せられしなり、佐野久・崎尾随行す

○十一月五日例月の天機伺所参内せられず

○十一月六日観菊会参内せられず、所参のためなり、勇子君にも所参内せられさりし、宮内省江不参届を指出さる

○十一月十四日午前九時出門徳川家達殿の邸を訪問せらる、前將軍慶喜公出京せられし故面謁のためなり、徳川殿にて午餐を出され午後一時前帰邸せらる

○同日錦之丞君午後二時前出門、巢鴨別邸番室田文六の許に移住せらる、養育方を文六に依嘱せられしなり、沢木禄平・崎尾随行す、文六及び其家族に物を贈与せらる、左の如し

一 鯉節 奘箱 一金千疋 室田文六

一 金壹円 同人 妻

一 金五拾銭宛 同人 悴・娘

一 金三拾銭 巢鴨別邸作人

一 金三拾銭 慶民君御乳

一 二夕子縞奘反 錦之丞君御乳

○十一月十五日午前九時過出門参内せらる、例月の天機伺なり

○同日邸内鎮守宗像社の例祭を執行せらる、慶永公祝詞を朗読せられたり、此例祭ハ年々九月一日執行せられしか、筑前国宗像社の祭日に倣らひ本年より十一月十五日に改められしなり、神饌七台・榊一对其他生花等例の如し

○十一月十九日村田氏寿に歌二首を贈り、嫡男村田鼎の死去せしを吊問せらる、左の如し

令息鼎氏今朝死去之旨承り驚入候、嘸々愁悼察入候、老拙吊問参入可致之処、兼而脚氣故参候事出来不申、失敬海容可有之候、別而令息之子供何も承知無之、誠ニ可憐之至ニ候、悔見舞申入候、別而時下保愛專折候、令息妻・子供へも見舞申述候也

明治十九年十一月十九日

慶永

村田氏寿殿

鼎氏のみまかりしをいたみて

慶永

父のみか妻子をすてゝふたゝひと帰らぬ旅をたとるかなしき
我も又袖をぬらしてかなしけりけふをなけきのもりの時雨に

○十一月廿日宮内省江不参届を指出さる、左の如し

来ル二十二日吹上滝御茶屋ニ於て午餐下賜候二付、参上之御請申上置候処、所勞二付同日参上難仕候、此段及御届候也

明治十九年十一月廿日

正二位松平慶永

宮内大臣伯爵伊藤博文殿

○十一月廿三日新嘗祭所勞参内せられず、宮内省江不参届を差出さる

○十一月廿五日午前九時出門参内せらる、例月の天機何なり

○十一月廿六日家扶已下に関口別邸兼務を命し、又別邸江移住せられし後の心得方、及び曩に決定せられし費途の区分を邸内奉仕者に指示さる、左の如し

武田正規

関口別邸諸務一切監督候事

鈴木準道

関口別邸当分兼務申付候事

沢木禄平

本邸・関口別邸駈者并使者代拝等可致候事

長谷川峻

関口別邸會計分量、手元金帳簿監督候事

佐野久

関口別邸当分兼務申付候事

家令

家扶

今般関口町別邸新築落成之上ハ正二位公・御二所并御方等御移住相成候二付、家従以下之者現在之人員ニ而夫々兼務申付候間、一同勤務上繁劇ハ勿論ニ候得共、両邸分離之資格ナク用弁ヲ主トシ、各一層協心戮力勉励候様致度、此旨告示候事

明治十九年十一月廿六日

今般正二位公関口別邸江御住居相成候ニ付テハ、量制之義華族銀行一ケ年之利子収入凡壹万八千円ヲ三分シ、一ケ年之定額ト相定候事

六千円 別邸分

同断 小石川邸分

同断 松平家

右之通相定候以上ハ、定額金ヨリ超過致サ、ル様主任者篤ク相心得担当候事

明治十九年十一月廿六日

○十二月五日午前十時過出門参内せらる、例月の天機伺なり、青山御所・明宮御殿江も参上せらる、宮殿下江自転車・玩具・錦絵を進呈せらる

○十二月十一日佐々木高行殿已下八名に宛たる書面を發し、故坂本龍馬氏の靈前に玉串料^{金二}及ひ追悼の哥を供へらる、佐々木殿以下八名發起して、本日富士見軒に於て坂本氏の二十年祭を執行せし故なり、左の如し

本日坂本龍馬氏二十年祭式、於富士見軒御執行ニ付拙者参入可致之処、依所勞乍遺憾不参候、龍馬氏之御靈前江乍聊玉串料及愚詠奠備いたし度候間、宜御取斗之程及御依頼候也

明治十九年十二月十一日

佐々木高行殿

已下人名略す

坂本ぬしの廿年祭に

慶永

国のため捨し命になき君の昔しのへは袖そしくるゝ

○十二月十五日午前十時出門参内せらる、例月の天機伺なり

○同日正子君を勇子君の御養に定めらる

○同日正子君小石川本邸に復歸せらる、去る明治十二年^{十二月十日}田崎惣左衛門(北豊島郡巢鴨村八百二十番地農)に養育方を依嘱せられし以来、本年に至り八年なり、惣左衛門及ひ倅惣太郎随從して本邸に来る、晚餐・酒肴を差出さる、又惣左衛門始其家族に謝儀として金品を遣はさる、左の如し

一金百三拾円 一掛軸^{周信筆三幅対} 一奉書袖羽織^{二葉葵紋付}

田崎惣左衛門江

一奉書袖 壹反ツ、

田崎惣太郎 江 同人 妻

一金弐円ツ、^{品物料}

小供四人江 惣太郎

一金壹円ツ、^{品物料}

子供三人江

一金壹円ツ、

僕婢江

外に

一 鯉節一箱 一金五百足

田代徳右衛門江

是ハ別段正子君世話になられし故遣はさる

○十二月十六日祠堂に於て包子命の三年祭^中を執行せらる、祭主杉浦勝雅代理今村今、供饌七台

浦勝雅代理今村今、供饌七台

○十二月二十日慶永公・勇子君同車午後一時過小石川水道町^{三十五番地}

の本邸出門、関口町^{二百六十番地}新営の別邸に赴き移転式を執行せらる、

去る九月二日近江屋伝左衛門に新営工事棟梁を命せられし以来、

四月間を経て此程竣功せしなり、此時直に移住せらるゝ筈なりし

か、別に都合ありて移住ハ来廿年二月に延引せられ、本日ハ移転

式のみを行ハれたり、茂昭公・幾子君・慶民君にも別邸に赴かれ、

由利公正子・橋本綱常・岩佐純・村田氏^{所勞不參}・堤正誼・伊藤輔、

外に本多真事・橋本清廉を招き祝宴を開かる、此日新営に尽力せ

る人々に報酬として金品を遣はされたり、左の如し

一金五拾円 一 銀瓶壹 一 奉書紬羽織^{葵紋} 本多真事

一同上 一同上 一同上 橋本清廉

本多・橋本に遣はされし書面

今度関口別邸普請ニ付世話役御頼申候処、日々奔走御尽力、以

御蔭立派出来、加之速ニ成功不容易御配勞辱一段之仕合ニ候、

依之乍聊別紙目錄之通り謝義之印迄ニ候也

明治十九年十二月廿日

松平慶永

松平茂昭

一反物一反

武田正規

一同上

鈴木準道

一同上

長谷川皎

○十二月廿一日勇子君俄然發熱せらる^{熱度四十度}岩佐純を招き診察せし

められけれど、病症未だ判然せさりき

○十二月廿二日関口町別邸新営に従事せし職工を招き、酒肴及ひ物

を与へて其勞を慰せらる、左の如し

近江屋伝左衛門へ

一 奉書紬羽織地^{二葉葵紋} 一 掛軸^{洞白愛信筆二幅対}

一 陶盃^{葵紋} 壹

大工 飯田幸蔵

大工 大坂屋八十吉

大工 豊刺 藤右衛門

近江屋代理人 喜八 家根方 伊三郎

一新紬一反ツ、 一 陶盃^{葵紋} 壹ツ、

植木方 滝次郎 植木方 平助

一金壹円ツ、

○同日岩佐純再び勇子君を診察し、肺掀衝の旨診断す

○十二月廿五日式部長官より年中大礼服・通常礼服用の恒例を指
示さる、左の如し

祝節・御祭典等ノ節大礼服用之義、自今不致御通知候旨過日
申入候ニ付テハ、別紙年中恒例大礼服・通常礼服用候、為心
得予テ御回付申入置候也

十九年十二月廿五日 式部長官侯爵鍋島直大

正二位松平慶永殿

別紙

一新年拝賀一月一日

右大礼服用用夫人同伴参内

一元始祭一月三日

右大礼服用用参内

一孝明天皇御例祭一月三十日

右同上

一紀元節御祭典二月十一日

右大礼服用用参内

一春季祭春分日

右同上

一神武天皇御例祭四月三日

右同上

一秋季祭秋分日

右同上

一神嘗祭十月十七日

右同上

一新嘗祭十一月廿三日

右同

一陸軍始一月

右觀兵式拝觀ノ節ハ大礼服参場

一天長節十一月三日

右同上

一歳末御祝詞

右フロックコート着用参内

ノ

○十二月廿九日宮内省江不参届を差出さる、所勞のため歳末の御祝
儀を欠かれし故なり